

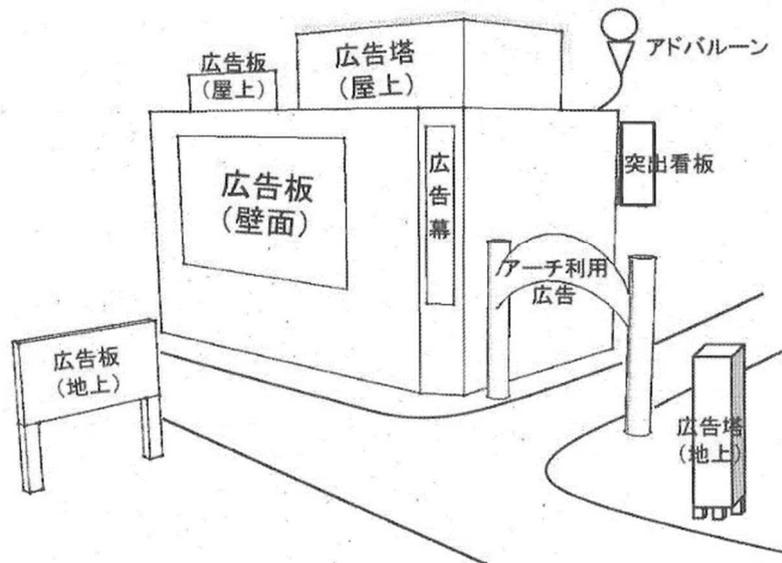
屋外広告物許可申請のしおり（非自家用広告物編）

景観を保全するため、また屋外広告物による事故を防止するため、大阪府屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示または設置するときは、市長の許可が必要です。許可申請を必ず行いましょう。



1 屋外広告物の種類

【屋外広告物の種類】



屋外広告物には、大きく分け自家用とその他(非自家用)があります。自家用広告物とは、店舗や工場、事務所の敷地内にその店名等を表示したものを指します。一方、店舗等の敷地内ではない場所に表示された広告物をその他の広告物(非自家用)といいます。

この冊子では、その他の非自家用と呼ばれる広告物について、解説をします。非自家用広告物は、店舗への誘導看板(この先100メートルなど)などで、道端の空き地、ビルや家屋の壁などを借りて表示されていることが多いです。



2 許可区域等

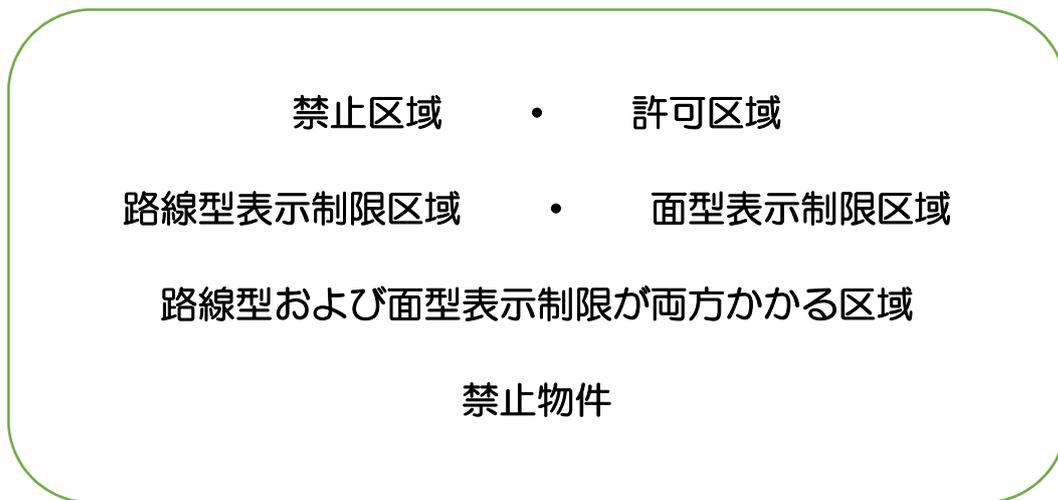
区域ごとに許可できる広告物が異なります。

大東市には大きく分けて5つの区域があります。区域は、用途地域や道路、国定公園などで決まります。

表示・掲示したい場所が、どの区域に該当するか不明な場合は市にお尋ねください。

区域ごとに表示できる広告物の大きさなどが異なります。

ここでは、各区域の広告物の制限について、説明します。



非自家用広告物は、表示が禁止されている場所がたくさんあります。事前に調査をしっかりと行い、条例に違反した広告物の表示・掲示は行わないようにしましょう。広告内容の顧客にも迷惑がかかります。



①禁止区域

- イ) 第一種低層住居専用地域
- ロ) 文化財保護法の規定による以下の地域
 - (1) 重要文化財（建物に限る）に指定された敷地
 - (2) 史跡・名勝・天然記念物に指定された敷地
- ハ) 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域
 - (1) 大阪府指定有形文化財（建物に限る）の敷地
 - (2) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域
- 二) 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの
 - 具体的には、金剛生駒国定公園の区域内にある府道大阪生駒線およびこの道路の両側から500mまでの区域のうちこの道路から展望できる範囲内にある区域で、金剛生駒国定公園の区域に含まれるもの
- ホ) 古墳、墓地

※現在、大東市内にはロ、ハ、二は存在しません。

※ホの古墳については、堂山古墳群がありますので、本市ホームページで確認してください。

②許可区域

屋上広告物	たて：建物の高さの三分の二以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
その他の広告物	大きさ・高さの規定なし

③路線型表示制限区域

以下の路線の道路端より、500m 以内の区域

イ) 外環状線

ロ) 大阪生駒線（上り）JR との交差点から（下り）中垣内交差点まで

ハ) 中央環状線

	用途 地域	種類		50m未満	50~ 100m未満	100~ 200m未満	200~ 500m未満
制限緩和区域	近商	屋上	たて よこ	建物の高さの三分の二以内 建物の幅の範囲内			
		壁面	たて よこ	建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内			
		その他	大きさ 高さ	50 m ² 以内 5m以内（広告塔は 15m以内）			100 m ² 以内
一般制限区域	1 住 2 住 準住 準工 調整	屋上	たて よこ	掲出できません！！		建物の高さの三分の二以内 建物の幅の範囲内	
		壁面	たて よこ			建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内	
		その他	大きさ 高さ			30 m ² 以内	40 m ² 以内
				5 m以内（広告塔は 15m以内）			
重点制限区域	1 中 住専 2 中 住専	屋上	たて よこ	掲出できません！！			
		壁面	たて よこ				
		その他	大きさ 高さ				
				5 m以内（広告塔は 15m以内）			

※近 商・・・近隣商業地域

1 住・・・第一種住居地域

2 住・・・第二種住居地域

準 住・・・準住居地域

準 工・・・準工業地域

調 整・・・市街化調整区域

1 中住専・・・第一種中高層住居専用地域

2 中住専・・・第二種中高層住居専用地域

※高さは、地上からの高さです。

④面型表示制限区域

外環状線より東側の区域

制限緩和区域	近隣商業地域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の二以内 よこ：建物の幅の範囲内
		壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし
一般制限区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
		壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	大きさ・高さの規定なし
一般制限区域	市街化調整区域	屋上広告物	たて：建物の高さの三分の一以内 よこ：建物の幅の範囲内
重点制限区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内
		その他の広告物	7㎡以内 5m以内（広告塔は15m以内）

⑤ ③と④の区域が重複しているときは・・・

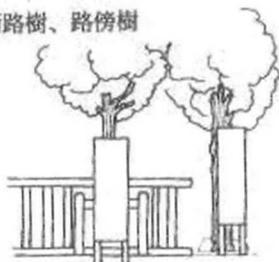
外環状線と大阪生駒線では、外環状線が優先されますので、外環状線道路端500mの部分は③の規制が優先されます。③をご覧ください。

	用途地域	種類		50m未満	50～ 100m未満	100～ 200m未満	200～ 500m未満		
一般制限区域	1住 2住 準住 準工	屋上	たて よこ	掲出できません！！		建物の高さの三分の一以内 建物の幅の範囲内			
		壁面	たて よこ			建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内			
		その他	大きさ 高さ			30㎡以内	40㎡以内		
	調整	屋上	たて よこ			掲出できません！！		建物の高さの三分の一以内 建物の幅の範囲内	
		壁面	たて よこ					建物の高さの範囲内 建物の幅の範囲内	
		その他	大きさ 高さ					7㎡以内 5m以内（広告塔は15m以内）	
重点制限区域	1 中 住専	屋上	たて よこ	掲出できません！！					
		壁面	たて よこ						
	2 中 住専	その他	大きさ 高さ					7㎡以内	

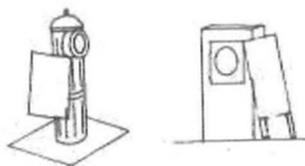
⑥禁止物件

次の物件には、広告物の掲出はできません。

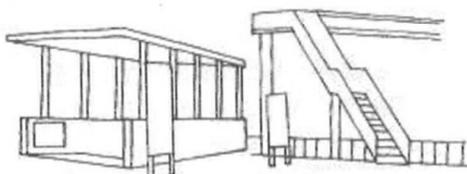
① 街路樹、路傍樹



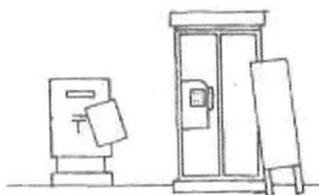
⑥ 消火栓、火災報知器



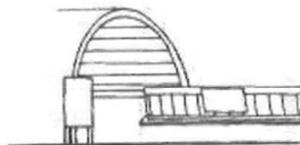
② 橋りょう、地下道の上屋



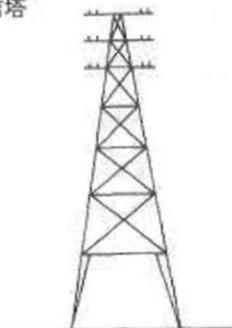
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



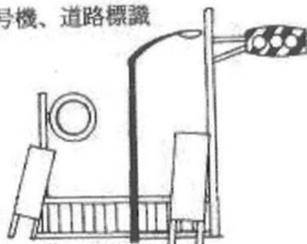
③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、
道路・鉄道の擁壁



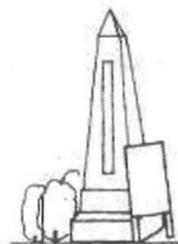
⑧ 送電塔、送受信塔



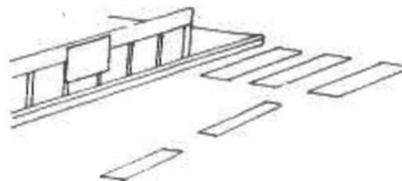
④ 街灯、信号機、道路標識



⑨ 形像、記念碑



⑤ 道路上の柵、駒止め



⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び
同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

⑩は大東市内には存在しません。

⑦禁止区域および制限区域でも掲出が可能な場合

病院や学校、大規模小売店舗立地法に基づく届出がされた店舗などは、多くの人々が利用するため、案内板や誘導看板の掲出が認められています。基準は下記のとおりです。該当するか否かは市にお尋ねください。

大きさ：5㎡以内 地上から最上端までの高さ：5m以内 掲出個数：全部で2個まで

3 許可手続きについて

屋外広告物を表示しようとする場合は、事前に屋外広告物許可申請をする必要があります。(審査には、二週間程度かかりますので、余裕を持って申請をしてください。)

許可申請には許可手数料が必要で、二年ごとに更新をする必要があります。

(手数料)

※手数料は面積によって変わります。

2㎡未満	450円
2㎡以上5㎡以下	1,000円
5㎡を超え10㎡以下	2,000円
10㎡を超え15㎡以下	3,000円
5㎡増すごとに1,000円ずつ増額	

はじめての許可申請の際は、屋外広告物の意匠図（デザイン図のようなもの）や設計図が必要になります。

許可が下りると、シール状の許可証を交付いたします。このシールは許可を受けたあかしになるものです。必ず、広告物に貼るようにしてください。

広告物の位置などによっては許可証を貼ることができない場合もありますが、その場合は市に相談してください。



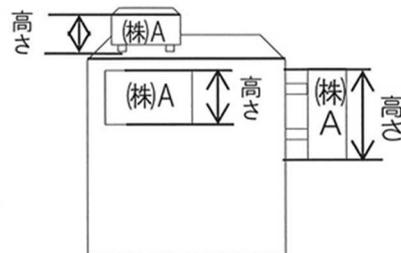
4 点検等について

広告物は、事業を広告するために非常に有用な手段です。しかし、その一方で、老朽化や管理の不十分な広告物は、落下したり吹き飛ばされたりする危険があります。

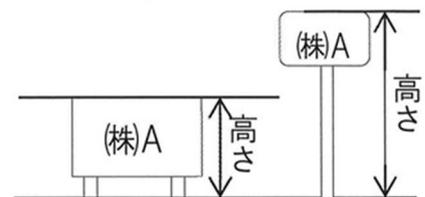
高さが4mを超える広告物については、有資格者による点検結果を報告する義務付けられています。その他の広告物も管理者による管理義務があります。

屋外広告士 特殊電気工事資格のうちネオン工事にかかる資格取得者 大阪府知事が認める広告物の安全点検に関する技能講習会の受講修了者
--

- 屋上広告
- 壁面看板



- 自立広告物



許可の必要のない広告物についても、管理者はじゅうぶんな管理を行い、事故を起こさないようにしましょう。万が一、事故が起きた場合は、至急、市にお知らせください。

5 除却について

すべての屋外広告物を除却された場合は、除却届出書の提出をしてください。
(除却届出書については、手数料は不要です。) 一部を除却された場合、届出は不要ですが、変更許可申請が必要ですので、市までご連絡ください。

6 罰則等

また、許可を受けないで広告物を表示または設置した場合は、撤去等を命じられることがあります。

それに従わない場合は、1年以下の懲役や50万円以下の罰金に処せられることもあります。



環境課 環境指導グループ

電話 072-872-2181 (代表)